

## 公立大学法人北九州市立大学職員兼業規程

平成17年4月1日  
北九大規程第30号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人北九州市立大学職員就業規則（平成17年北九大規程第19号）第38条第2項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学の職員（以下「職員」という。）の兼業について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる職を兼ねることをいう。

- (1) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて行う講義、講演その他これらに準ずる発表等を行う職
- (2) 営利活動を営む団体（以下「営利企業」という。）の役員の職又はその事業の職
- (3) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学学園、公益法人及び法人格を有しない団体の役員の職又はその事業の職
- (4) 職員が自己の名義で、営利企業を営む職（名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）
- (5) 国又は地方公共団体の行政機関及びこれらに設置される審議会等の非常勤の職又はこれらに準ずる非常勤の職
- (6) その他理事長が必要と認めた職

### (兼業の許可)

第3条 兼業をしようとする職員は、あらかじめ兼業従事許可申請書を理事長に提出して許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、兼業に従事する期間が1週間以内で、かつ、総従事時間数が8時間未満の場合は、授業等業務に支障のない限り、あらかじめ兼業従事届出書を理事長に提出して、従事することができる。
- 3 理事長は、前項の届出に際し、必要と認める場合は、兼業に従事させず、又は従事する日等の変更を求めることができる。

### (許可期間)

第4条 兼業を許可する期間は、原則として1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度として許可することができる。

- 2 前項の許可期間は、更新することができる。

### (許可の基準)

第5条 理事長は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、兼業を許可することができる。

- (1) 当該職員の職務と許可を受けようとする事業若しくは事務又は地位との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがない場合
  - (2) 当該職員の職務の遂行について支障がなく、かつ、その発生のおそれがない場合
  - (3) 兼業により、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない場合
- 2 大学等の入学試験の準備を目的として設置され、又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合は、兼業を許可しない。

(勤務時間及び給与の取扱い)

第6条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、勤務時間内に行うことを許可することができる。勤務時間内に兼業を行う場合の服務及び給与の取扱いについては、別に定める。

(兼業の制限)

第7条 理事長は、この規程により許可した兼業について、職員の職務に支障が生じると判断する場合には、当該兼業を制限することができる。

(許可の取消し)

第8条 理事長は、この規程により許可した兼業が、第5条に規定する基準に適合しなくなったと認める場合又は当該許可に係る申請内容が事実と相違すると認める場合は、その許可を取り消すことができる。

(兼業の報告)

第9条 理事長は、必要に応じて、兼業の許可を与えた職員に兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に、職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定により北九州市長から受けた許可で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、この規程により理事長がした兼業の許可とみなす。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。